

# 第1 障害福祉計画の基本的事項

## I 策定の趣旨

### 1 障害保健福祉施策に係る制度改革

今日、わが国の社会保障制度は、めまぐるしい変革期にあり障害保健福祉施策に係る制度も抜本的な改革が行われています。

障害者の自立と社会参加の支援を目的とする障害者基本法が、その一層の促進を図るため、平成16年に改正されました。この改正により、障害者の権利擁護と差別の防止を図りつつ自立と社会参加を支援し、障害者の福祉を増進することは、国や地方公共団体の責務とされ、施策を講ずるにあたっては、障害者の自主性を十分に尊重し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮することが求められています。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害者の福祉サービスに係る新たな改革が行われました。この法律は、障害者基本法の理念を踏まえつつ、「障害者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現をめざすものです。

#### 障害者自立支援法のポイント

##### ①障害者施策の三障害の一元化

サービスの利用を措置から利用者による契約に改めた支援費制度の理念を継承しつつ、支援費制度の対象外であった精神障害者も同じ仕組みに統一し、実施主体を市町に一元化するものです。

##### ②利用者本位のサービス体系に再編

障害種別ごとに複雑な障害福祉サービスの施設・事業体系を新たなサービス体系に再編するものです。

##### ③就労支援の抜本的強化

就労を支援する事業を創設するとともに、雇用施策との連携の強化を図るものです。  
(平成17年に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律において、精神障害者の実雇用率への算定や福祉施策との連携が規定され、雇用と福祉の連携による障害者の就労促進が求められています。)

##### ④支給決定の透明化、明確化

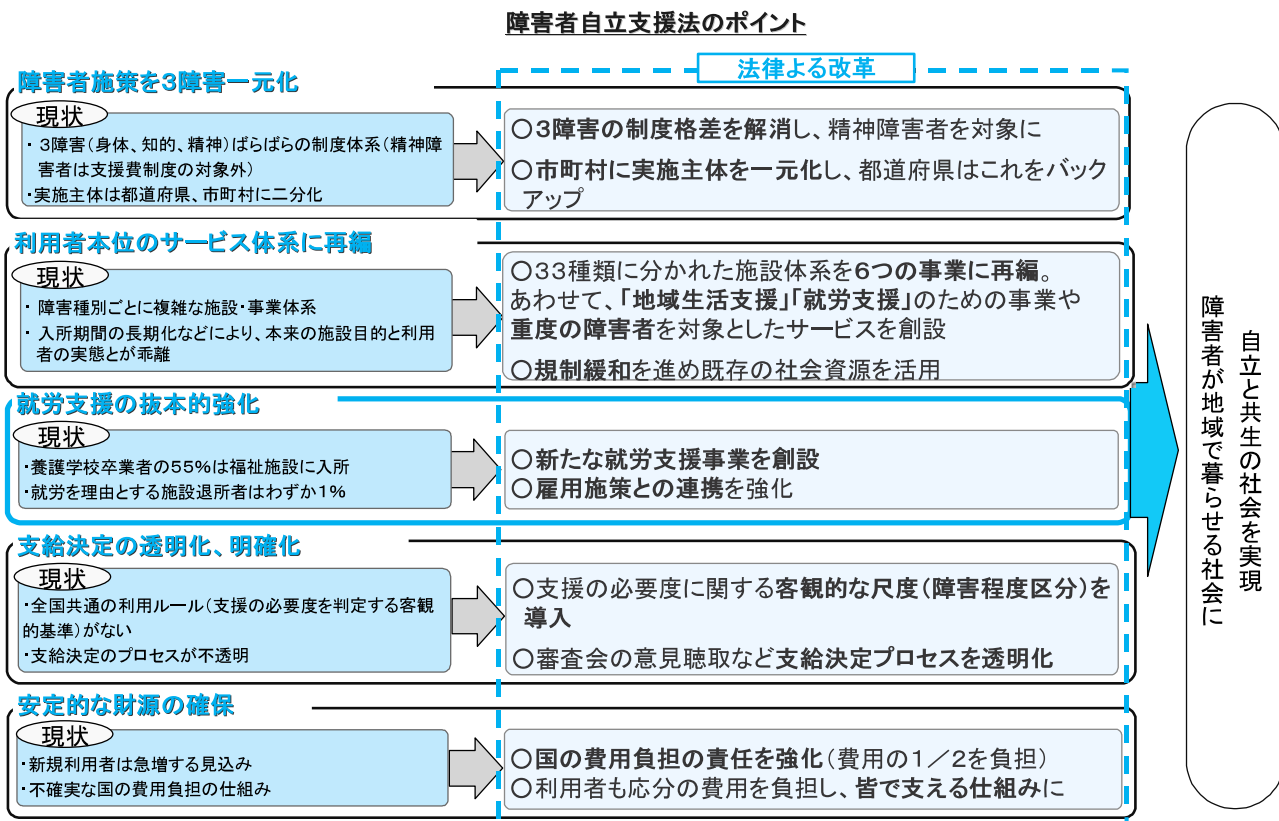
障害福祉サービス等を利用するにあたり、支援の必要度を判定する客観的基準や審査会の意見聴取などを行い、客観的な仕組みにより決定の過程の透明化・明確化を図るものです。

##### ⑤安定的な財源の確保

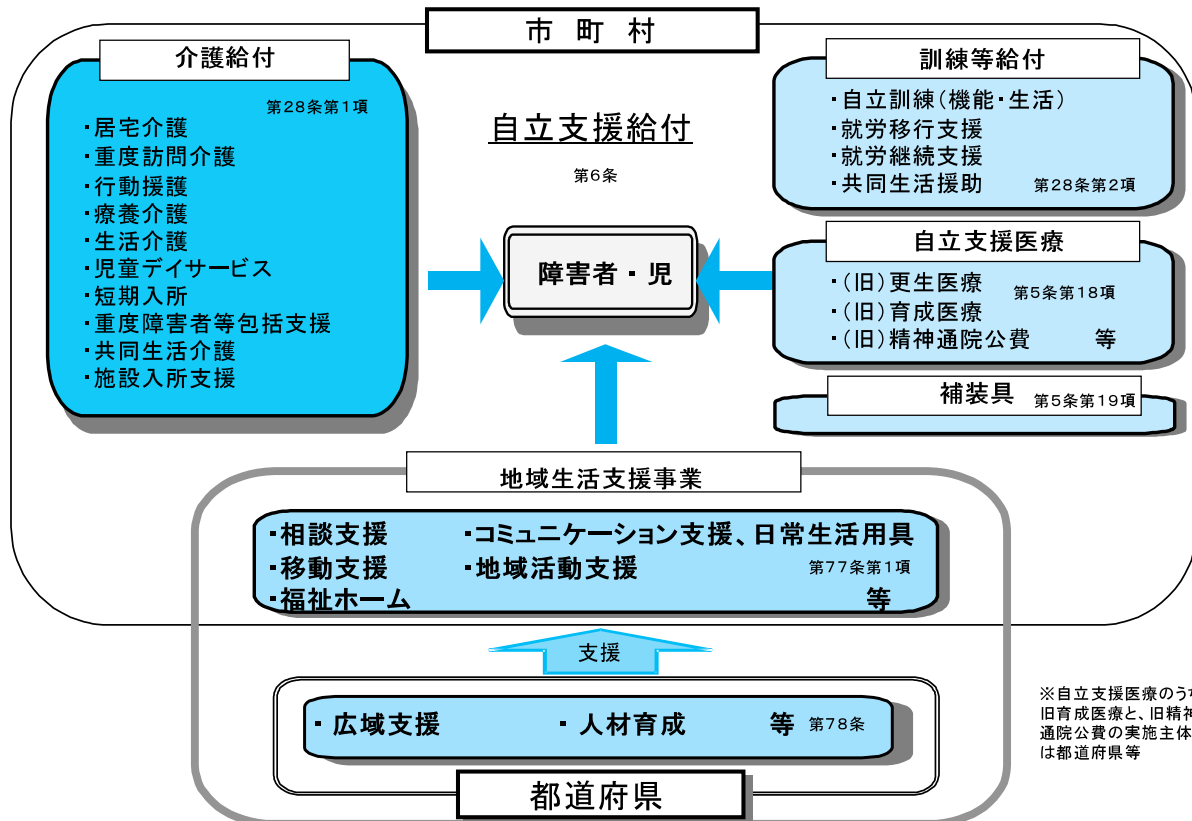
国や地方自治体の費用負担の責任を明確化し、利用者の負担も含め、皆で支える仕組みとするものです。

こうした制度改革を背景に、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「地域生活への移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応した必要なサービスの提供体制を計画的に整備することが必要です。

(参考) 障害者自立支援法のポイント



総合的な自立支援システムの構築



## 2 策定の趣旨

この広島県障害福祉計画（以下「県障害福祉計画」という。）は、障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めるものです。

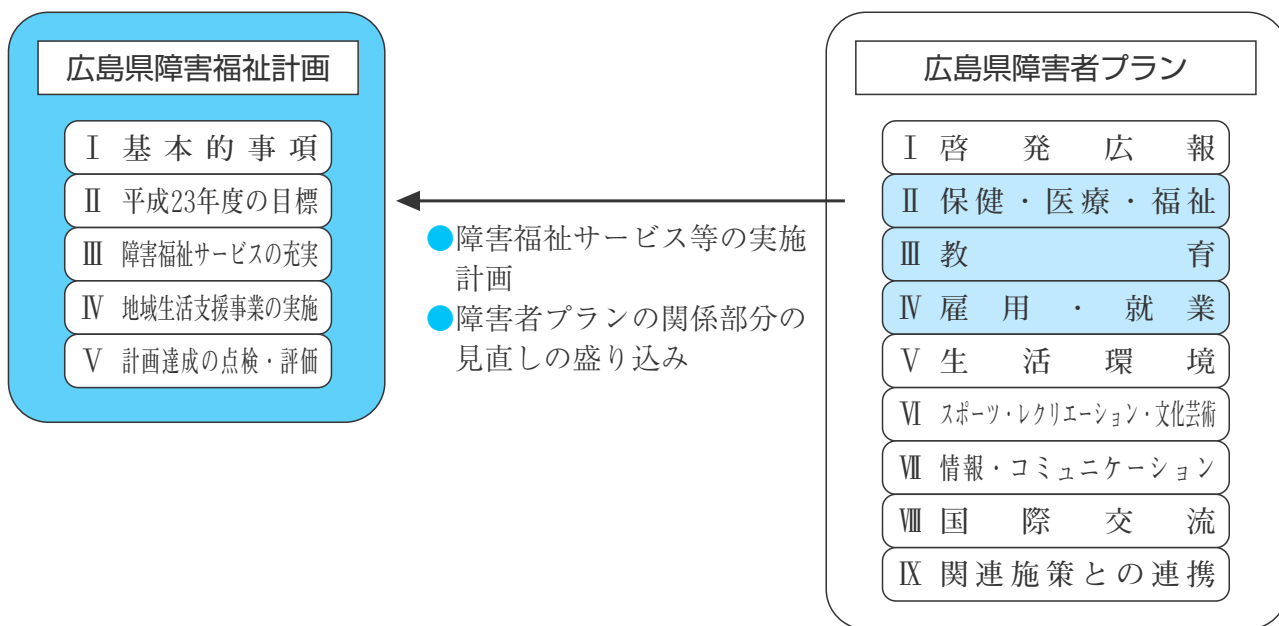
また、本県では、「障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」に向けて、平成16年3月に、「広島県障害者プラン」（以下「障害者プラン」という。）を作成し、平成16年度から25年度までの向こう10年間の施策の基本的方向を定めた上で、平成20年度までの重点実施計画の達成目標を設定し、総合的かつ長期的な視点で障害者施策を推進しています。

この度、障害者自立支援法が施行されたことによる事業体系の変更や障害福祉計画の策定に伴い、障害者プランの一部を見直す必要が生じたため、関係部分の一部見直しを、この県障害福祉計画に盛り込むこととしました。

## 3 計画の位置づけ

この県障害福祉計画は、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する計画です。

また、障害者プランの障害福祉サービス等の実施計画にあたるものであり、関係部分の一部見直しも盛り込んでいます。



## II 計画の期間

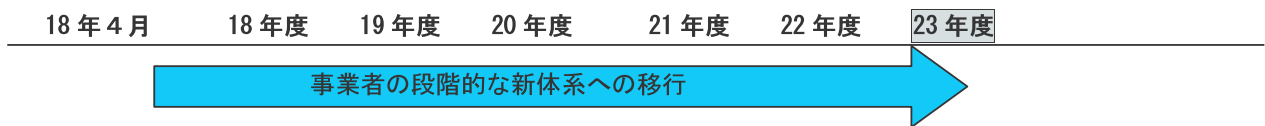
障害者自立支援法の施行により、これまでの福祉施設の体系は大きく変わり、平成23年度までに段階的に新たなサービス体系に再編されます。

このため、この県障害福祉計画は、すべての施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末の目標を見据えた、平成20年度までの第1期計画です。

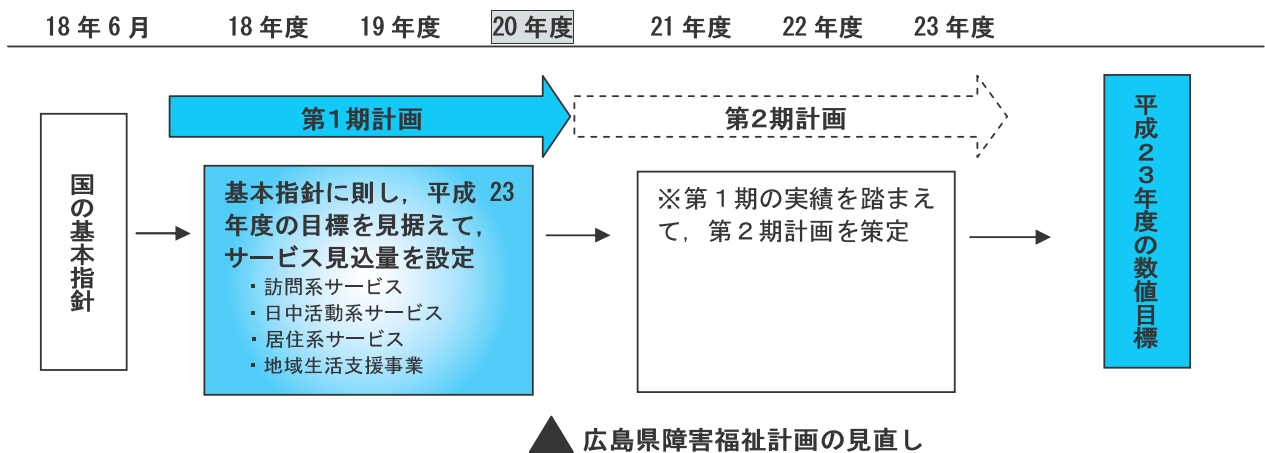
なお、平成20年度には、第1期の実績を踏まえて見直しを行なった後、平成21年度から平成23年度の第2期計画を策定します。

あわせて、障害者プランの全体に係る見直しを行なう予定にしています。

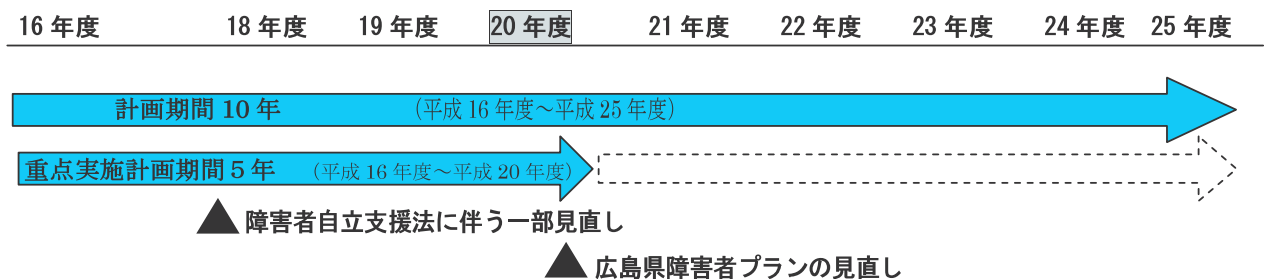
### 【事業者等の新体系サービスへの移行】



### 【広島県障害福祉計画】



### 【広島県障害者プラン】



### Ⅲ 基本的な考え方

次の3点を基本的な考え方として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

#### 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害者等の自己決定と自己選択を尊重し、障害の種別、程度を問わず、障害者等がその必要とする情報や支援を受けつつ自立と社会参加の実現が図れるようにします。

#### 県内のどこでも必要なサービスの提供

身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに分かれていた制度の一元化（実施主体の市町への統一、三障害に係る仕組みの統一）により、未実施の市町も多くみられた精神障害者に対するサービスの充実も含めて、県内どこでも必要なサービスが利用できるようにします。

#### 地域生活への移行や就労支援の課題に対応

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応します。

## IV 区域の設定

障害者自立支援法では、県が区域を設定し、障害福祉サービス等の計画的な整備を進めることとされています。(障害者自立支援法第89条第2項第1号)

このため、次のとおり区域を設定し計画的な整備を進めます。

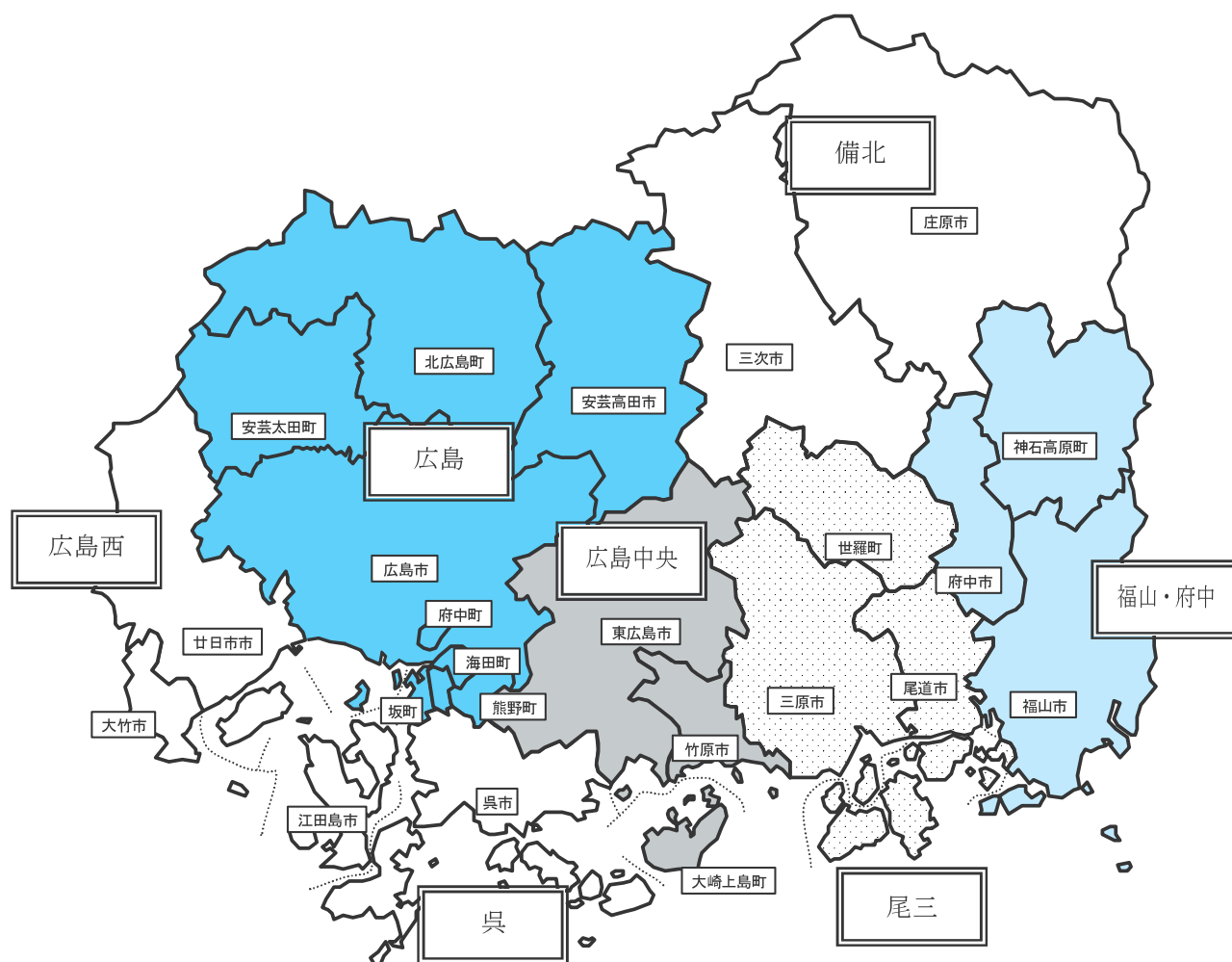
### 1 考え方

障害福祉サービス等の提供にあたっては、障害者が生活する「市町」を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要です。しかしながら、市町で実施することが困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービス提供体制づくりを進めます。

### 2 サービス区分による区域の設定

サービスの区分 考 え 方	区 域 具体的サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問系サービス</li> <li>・居住系サービス（施設入所支援を除く）</li> <li>・相談支援</li> </ul>	<b>【区域】</b> 市町
<b>【考え方】</b> 居宅における介護、地域の住まいの場あるいは相談の場などは、障害者が地域で生活するための基本的なサービスであることから、原則、市町を区域として設定します。	<b>【具体的サービス】</b> 訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援 居住系サービス 共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム） 相談支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動系サービス（療養介護を除く）</li> </ul>	<b>【区域】</b> 障害保健福祉圏域
<b>【考え方】</b> 日中活動の場を提供するサービスは、主に、これまでの福祉施設が移行して、新たなサービス提供を行うことが想定されます。広域的な提供体制の整備が必要であることから、障害者プランにおいて設定されている障害保健福祉圏域を区域として設定します。ただし、地域生活を支援する観点から、地域活動支援センター等を含め、可能な限り市町でサービス量の確保に努めることとします。	<b>【具体的サービス】</b> 日中活動系サービス 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童デイサービス、短期入所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動系サービス（療養介護）</li> <li>・居住系サービス（施設入所支援）</li> </ul>	<b>【区域】</b> 県全域
<b>【考え方】</b> 広域性をもった圏域を設定する必要があることから、県全域を区域とします。	<b>【具体的サービス】</b> 日中活動系サービス 療養介護 居住系サービス 施設入所支援

(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域



圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市，安芸高田市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市，廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市，江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市，竹原市，大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市，尾道市，世羅町
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市，府中市，神石高原町
備北障害保健福祉圏	三次市，庄原市

※この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人保健法・老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人保健福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。